

老齡基礎年金

ケーススタディー

『老齡基礎年金の相談』

(ターンアラウンド用請求書を持参された場合)

このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

【学習目標】

- * 相談者ごとの状況やニーズに応じた的確なご案内・お手続き方法を習得する
- * 老齡基礎年金請求における専門的な情報について、関係法令に基づいたわかりやすい説明方法を習得する

講師
工藤悠真

ナビゲーター
永年美結

<高齢者の視覚>

No.6-1 いつから受け取れる？

受取り開始年齢

老-No.9

原則 **65歳**

60歳

70歳

繰下げ

受け取れる
・希望すれば66歳から受け取れる
・年金は増額される

受け取れるのか

保険料納付済期間

25年以上

第1号被保険者の場合、
納付期間と保険料免除期間、
合算期間の合計が25年以
上であること

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

納付済期間

保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。





年金窓口担当者のプロフィール

乙成町の国民年金課担当

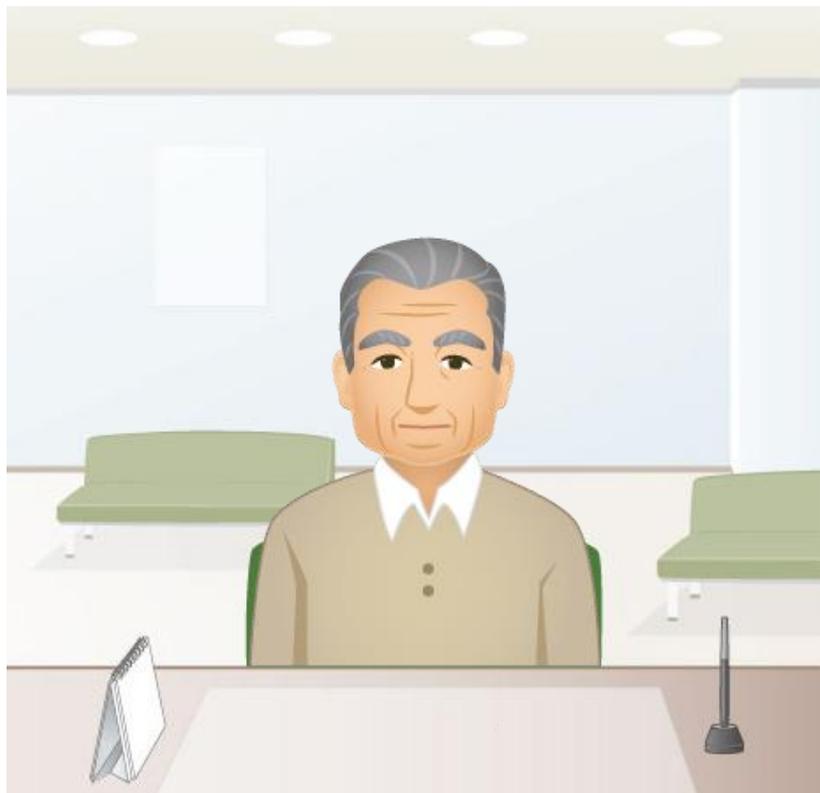
氏名：吉村 爽史（よしむら そうし）

年齢：32歳

経歴：入庁10年目
国民年金担当となってすでに3年
年金相談には自信がもてるようになってきたところ

情報：社会保険オンラインシステムの利用環境はなく、一部業務で「ねんきんネット」を利用している

老齡基礎年金



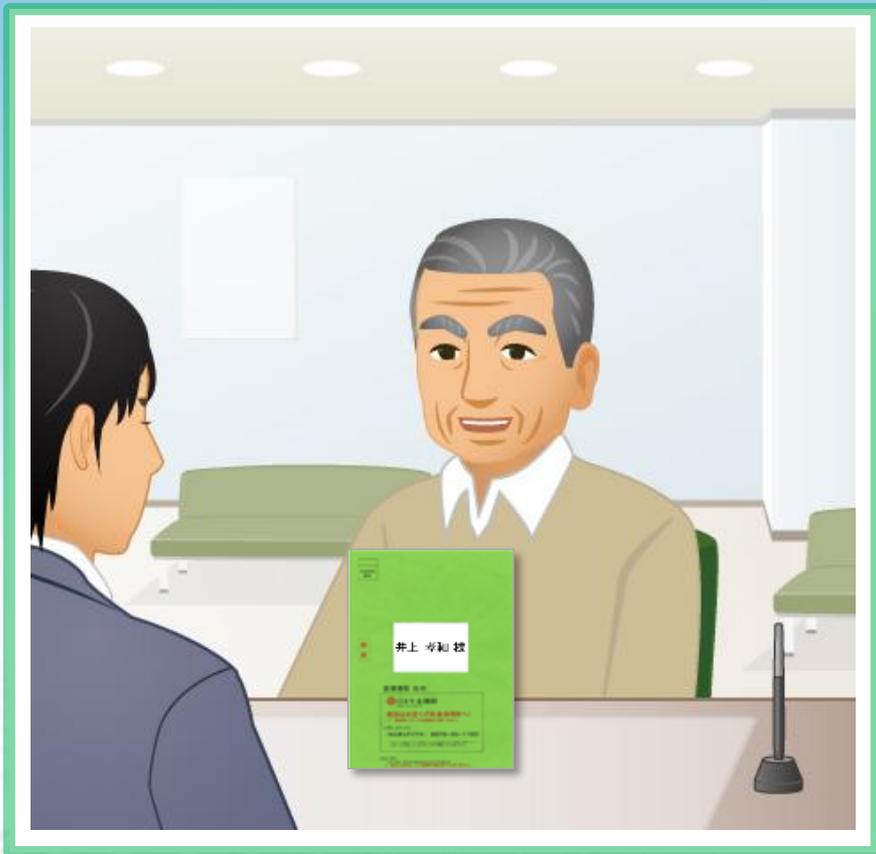
相談者の状況

以下の男性が窓口にて平成27年9月25日に来訪

氏名：井上 孝和

来訪目的：年金請求方法の詳細と、
受給できる年金額の確認





こんにちは。
本日はどのようなご用件でお越しですか。

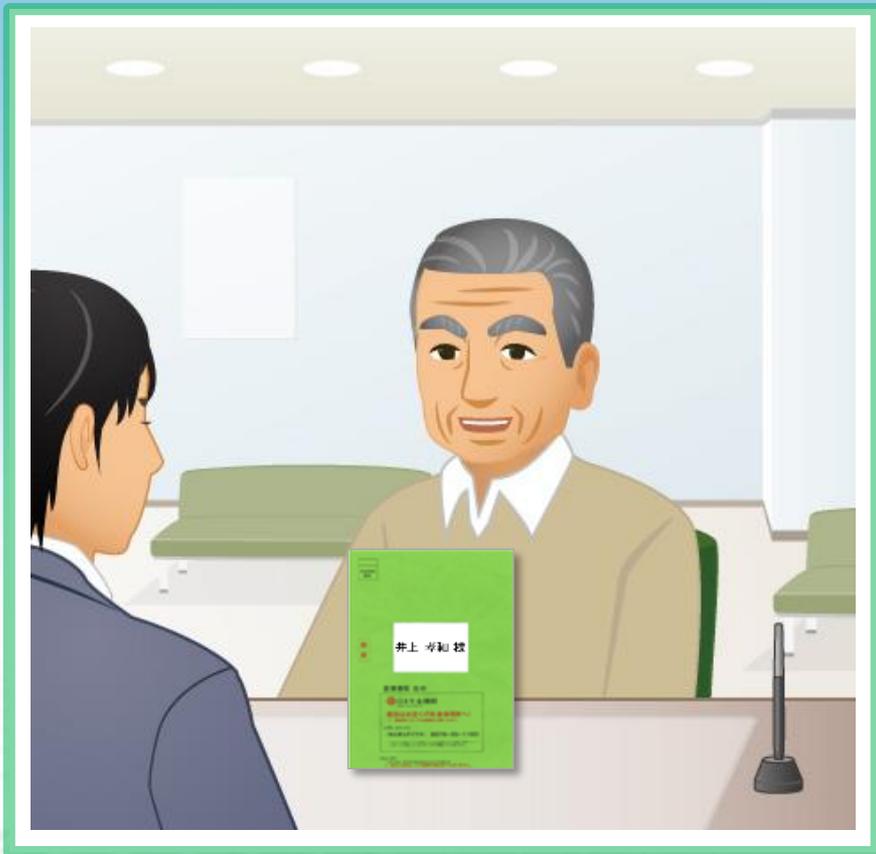
年金機構からこの封筒が届いたので、請求の方法とどのくらい年金がもらえるか聞きに来ました。



かしこまりました、内容を拝見してもよろしいですか？

はい。





これは、日本年金機構からお客様へお送りしている老齢年金の請求書ですね。

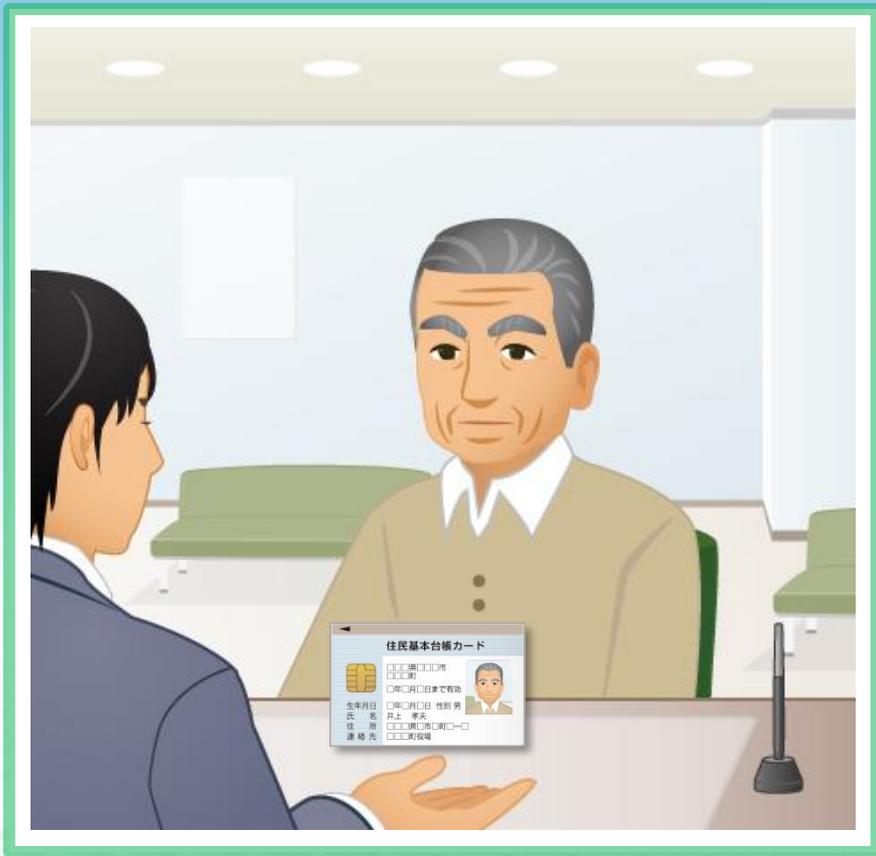
そうですか。



それでは、老齢基礎年金のご請求についてひと通り説明させていただきたいと思いますが、お時間はございますか。

時間なら大丈夫です。





それでは最初に、本人確認をさせていただきます。ご本人様でしたら、確認ができる免許証等をご提示ください。



免許証は持ってないですが、住基カードを持ってきました。



ありがとうございます。

1つの掲示で足りるもの

- 運転免許証（運転経歴証明書）
 - 住民基本台帳カード（写真付きのもの）
 - 旅券（パスポート）
 - 身体障害者手帳、療育手帳
 - 特別永住者証明書、在留カード
 - 国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）
 - ・ 船員手帳
 - ・ 海技免状
 - ・ 小型船舶操縦免許証
 - ・ 猟銃・空気銃所持許可証
 - ・ 戦傷病者手帳
 - ・ 宅地建物取引士証
- など

2つ以上の掲示が必要なもの
（異なる○印の組合せが必要です）

- 被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合）
 - 住民基本台帳カード
（写真の貼付のないもの）
 - 公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書
 - 年金手帳
 - 日本年金機構が交付した通知書（年金額決定通知書、年金振込通知書等）
 - 金融機関またはゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード
 - 印鑑登録証明書
 - 学生証（写真付きのもの）
- など



老 齡 基 礎 年 金 お 手 続 き ガ イ ド

- 手続きに必要な要件などのご確認
老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

- 年金の受取り内容のご確認
老齢基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただきます。

いつから？

年金額はいくら？

年金額を増やすには？

- 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

必要書類リスト

- 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認

青



老 齡 基 礎 年 金
お 手 続 き ガ イ ド 手続きに必要な要件などのご確認

老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただけます。

 年金の受取り内容のご確認

老齢基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただけます。

 いつから？ 年金額はいくら？ 年金額がやすには？ 請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求書の提出方法をご案内いたします。お電話でも、本日お持ちではない書類があれば、お持ち帰りいただけます。

 必要書類リスト 請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただけます。

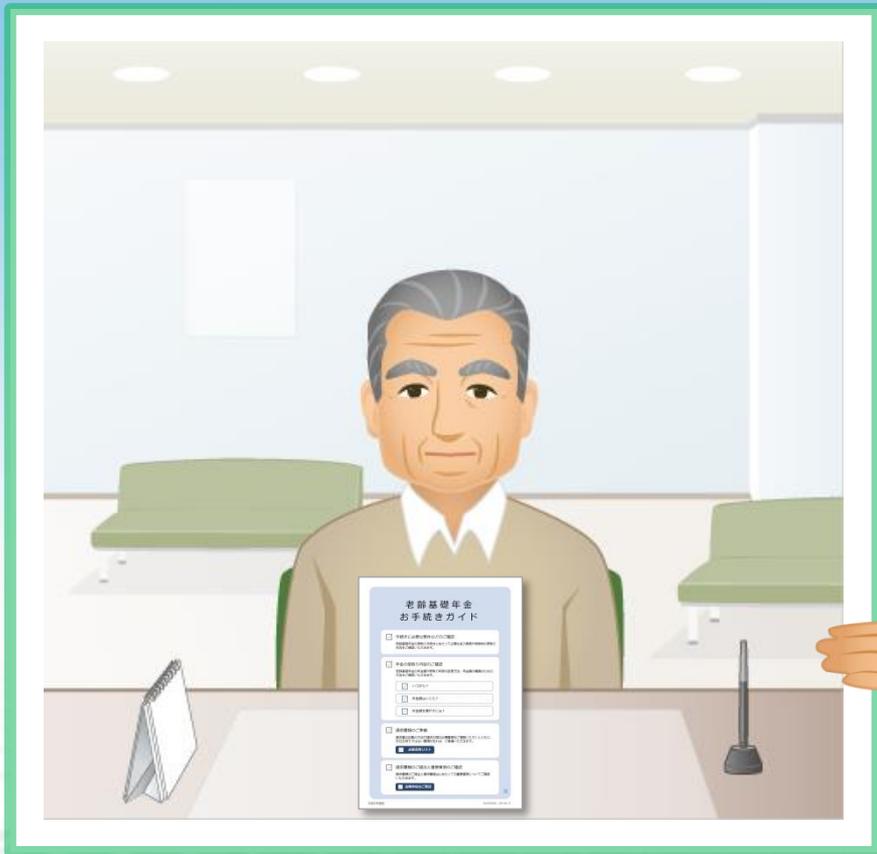
 説明事項のご確認

それでは、まずこちらをご覧ください。このお手続きガイドに沿って説明させていただきたいと思いますが、そちらの書類が届いているということは、老齢基礎年金のお手続きに必要な要件はおそらく整っていますので大丈夫ですね。この中でお尋ねになりたいことはございますか。

そうですね、やっぱり年金額がいくらになるのかは気になりますね。



では、まずは井上様がお受け取りになる年金の見込額について確認してみましよう。





年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印刷しております。その印字内容をご確認ください。印字内容が異なっている場合は、二重線をつけて訂正してください。

年金を受け取るための届出は、国民年金法に基づいて、日本年金機構に提出してください。

代理人の方が提出する場合は、年金を受け取る方が18歳以上の要件をご記入ください。

●●●●の番号は届出する際の番号です。

印字内容が異なっている場合は、二重線をつけて訂正してください。

1. 年金を受け取る方ご本人について印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。
(印字の [] 内にフリガナを記入し、筆名または姓を併記してください。)

実姓 姓 名 姓 名
フリガナ 姓 名 姓 名
住所 姓 名
フリガナ 姓 名
氏 名 姓 名

氏名欄 社会保険労務士の届出印字内容

年金を受け取る方が18歳以上である場合は、欄外に署名してください。
代理人の方が年金を受け取る場合は代理人の欄は、欄外に必要です。

2. 生年月日
電話番号(携帯電話番号も可)をご記入ください。
電話番号(携帯電話番号も可)がなければご記入ください。
既婚者はいませんか。はい / いいえ / はいまたはいいえを○で囲んでください。

(1) 印字されている国民年金受給者となる国民年金の受給資格期間が満了している場合は、その年金手帳の取得番号をすべてご記入ください。性別が「男性」の場合は「男性」欄に「○」を記入し、「女性」欄に「○」を記入してください。

(2) 住居異動コードをご記入ください。※記入は必須ではありません。
住居異動コードをご記入いただくことにより、生年月日に関する事項の印字内容が訂正される場合があります(国民年金のマイナンバーシステムが適用されないため)。また、住所の取得の履歴(住居異動)も国民年金機構の届出が反映されます。

※記入していない場合は「○」を記入してください。国民年金に加入する生年月日、性別および住所が異なると国民年金のマイナンバーシステムが適用されず、国民年金の届出が反映されません。

年金の請求手続きのご案内

年金を受け取るための手続き用紙をお送りしました。

65歳になると「老齢基礎年金」を受け取る権利が発生します。また、厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方は、同時に「老齢厚生年金」を受け取る権利が発生します。同封の「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(以下「年金請求書」)により、年金を受け取るための手続きを行ってください(すでに手続きがお済みの方は提出の必要はありません)。

65歳(誕生日の前日)になってから、「年金請求書」をご提出ください。
年金を受けられるようになったときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年を過ぎた分については随時に取り返されなければならないので、早めにご提出ください。

年金を受け取るための手続きの流れ

- 1 年金請求書のご確認と必要事項のご記入**
 - 「年金請求書」には、あらかじめ郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、性別、基礎年金番号、生年月日、年金加入記録を印刷しております。内容をご確認のうえ、年金加入記録に「○」が「○」がある場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。
 - 印字内容が異なっている場合は、二重線をつけて訂正してください。
 - 「年金請求書」の黄色部分に必要事項をご記入ください。
 - 既婚者の方は「既婚」欄に「○」を記入し、「既婚者」欄に「○」を記入してください(11ページの注意事項をご確認ください)。
- 2 添付書類のご用意**
 - このパンフレットのホームページをご覧ください。年金請求に必要な書類をダウンロードしてください。
- 3 年金請求書のご提出**
 - 「年金請求書」は、65歳(誕生日の前日)を迎えてから届出書類を揃えて、郵送するか、年金事務所または「国民年金センター(※)」等の窓口へ持参してください。
 - ※窓口で手続きする場合には、予約制を導入している年金事務所もありますのでご利用ください。窓口は、お近くの年金事務所をご覧ください。
 - ※本人以外の方が手続きする場合には、委任状が必要です。
- 4 年金のお受け取りが始まります**
 - 日本年金機構が「年金請求書」に提出された方の受給額(年金を受け取る権利)を確認してから1~2カ月後に「年金振込書」を郵送いたします。
 - 「年金振込書」が到着してから1~2カ月後に、年金の支払いのご案内(年金振込通知書、年金支払履歴書)が郵送されます。年金の支払いが開始されます。





<受給資格の確認 — 請求書同封のパフレット>

現在、請求書に同封されている
パンフレットは4種類

60歳用 ・ **61歳用** ・ **65歳用** ・ **未請求用**

65歳用

年金の請求手続きのご案内

年金を受け取るための手続き用紙をお送りしました。

65歳用

日本年金機構

65歳になると「老齢基礎年金」を受け取る権利が発生します。また、厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方は、同時に「老齢厚生年金」を受け取る権利が発生します。同封の「年金請求書(国民年金・厚生年金保険者給付)」(以下「年金請求書」)により、年金を受け取るための手続きを行ってください(すでに手続きがお済みの方は提出の必要はありません)。

65歳(誕生日の前日)になってから、「年金請求書」をご提出ください。

年金を受けられるようになったときから5年を過ぎますと、法律に基づき、5年を過ぎた分については繰上により受けられなくなりますので、早めにご提出ください。



<受給資格の確認 — 各パンフレットの意味>

65歳用

65歳から老齢基礎年金または老齢厚生年金の
受給権の発生する方用

未請求用

特別支給の老齢厚生年金の受給権がすでに発生
しているにもかかわらず、いまだ未請求の方用





<受給資格の確認 — 各パンフレットの意味>

 **60歳用**  **61歳用**

特別支給の老齢厚生年金の
受給権の発生する方用

年金の請求手続きのご案内
年金を受け取るための手続き用語をお送りしました。 目次

01 年金の請求手続きの概要
02 年金の請求手続きの概要
03 年金の請求手続きの概要
04 年金の請求手続きの概要

1 年金の請求手続きの概要
年金の請求手続きの概要

2 年金の請求手続きの概要
年金の請求手続きの概要

3 年金の請求手続きの概要
年金の請求手続きの概要

4 年金の請求手続きの概要
年金の請求手続きの概要

- 特別支給の老齢厚生年金について -

【男性】昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、【女性】昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
64歳	老齢基礎年金	
【男性】昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、【女性】昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
62歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、【女性】昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
63歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、【女性】昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
64歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和36年4月2日以後、【女性】昭和41年4月2日以後		
	65歳	70歳
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金

- 特別支給の老齢厚生年金について -

【男性】昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分		老齢厚生年金
		老齢基礎年金
【男性】昭和36年4月2日以後、【女性】昭和41年4月2日以後		
	65歳	70歳
		老齢厚生年金
		老齢基礎年金

<受給資格の確認 —相談窓口のご案内>

 **未請求用**  **60歳用**  **61歳用**

年金請求等は年金事務所で行っていただく

— 年金請求窓口のご確認ほか —

年金請求窓口のご確認

20歳から60歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	当市区町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所





< 受給資格の確認 >
「65歳用」パンフレット持参の方およびパンフレット未持参の方



65歳用



パンフレット未持参

ターンアラウンド請求書の加入履歴のページで以下を確認する

- ◆記載された加入履歴に間違いがないか
- ◆国民年金の加入期間中に第3号被保険者の期間がないか
- ◆配偶者の加入履歴も聴取。被用者年金の加入期間の有無とその長さ





請求書に印字されている井上様の加入記録によりますと、昭和51年4月から平成22年11月まで国民年金に加入となっていますね。昭和61年4月1日以降の期間は、ずっと第1号被保険者でしたか。第3号被保険者の期間は含まれていないでしょうか。

と言いますと？



説明がわかりにくかったですよね。申し訳ございません。1つ1つ確認して参りますが…現在、奥様はいらっしゃいますか？

おりますよ。



4. 相談内容

<本人>

60歳到達
月の前月

昭和51年4月～平成22年11月：
国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし



では、本日、奥様の年金手帳など、基礎年金番号がわかるものをお持ちでしょうか？



あいにく妻の分は持ってきておりませんね。



とりあえず本日は、井上様の国民年金の加入期間に第3号被保険者期間が含まれるか、また、この後ご説明する振替加算が加算されるかの判断の目安が必要です。差し支えなければ、奥様の生年月日と結婚された年月日を教えてくださいませんか。



妻の生年月日は昭和22年3月31日で、結婚したのは昭和51年4月30日です。その年の3月まではアメリカに住んでいて、向こうで妻と出会ったんですよ。日本に帰国してすぐに入籍しました。



それは素敵なお話ですね。では、最初に第3号被保険者期間についての確認ですが、結婚された後に、奥様が会社などにお勤めで、井上様が奥様の扶養に入っていた時期はございませんか？

4. 相談内容

<本人>

昭和51年4月～平成22年11月：
国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし
国民年金第3号被保険者期間なし

妻は、結婚する前は働いていたけど、結婚してからはずっと専業主婦ですから、そういうことはないですね。



そうすると井上様に第3号被保険者期間はなさそうですし、振替加算の対象でもなさそうですね。念のために伺いますが、奥様がお勤めされていた期間はどのくらいわかりますか？



たしか5年くらいじゃないですかねえ。





本日は井上様からの聞き取りにより判断させていただきましたが、請求書には奥様の基礎年金番号を記入する欄がありますので、請求のときまでに準備していただくようお願いいたします。

わかりました。



4. 相談内容

<本人>

昭和45年12月（20歳到達）～昭和51年3月：
海外在住で適用除外

昭和51年4月～平成22年11月：
国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし
国民年金第3号被保険者期間なし



先ほど「昭和51年3月までアメリカに住んでいた」とおっしゃっていましたが、井上様が20歳になられた昭和45年当時もアメリカに住んでいらっしゃいましたか。

ええ、高校を卒業してすぐにアメリカに渡りましたので。



そうですね。それでは、20歳になられてから帰国される昭和51年3月までは、海外にいらっしやっただため国民年金には加入されていなかったということになりますね。

そうですね。



4. 相談内容

<本人>

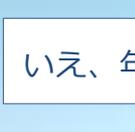
昭和45年12月（20歳到達）～昭和51年3月：
海外在住で適用除外

昭和51年4月～平成22年11月：
国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし
国民年金第3号被保険者期間なし
他の公的年金受給権なし



ところで、現在何らかの年金を受け取って
いらっしゃいますか。



いえ、年金はまだ何も受け取っていませんよ。



承知しました。それでは、ここまで確認させて
いただいた内容を踏まえて、年金事務所の記録
で確認いたしますので、しばらくお待ち
ください。

<加入記録の確認>

4. 相談内容

- ・ 第1号被保険者期間中の資格取得年月日
- ・ 資格喪失年月日
- ・ 保険料納付済期間
- ・ 保険料免除期間
- ・ 配偶者の情報



<加入記録の確認>

4. 相談内容

<本人>

昭和45年12月（20歳到達）～昭和51年3月：
海外在住で適用除外

昭和51年4月～平成22年11月：
国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし
国民年金第3号被保険者期間なし
他の公的年金受給権なし





乙成町役場国民年金課の吉村です。ターンアラウンド用請求書を持参した方の年金請求に関連して、加入記録、納付記録や免除記録、他の年金受給権の有無の確認をお願いいたします。

基礎年金番号をお願いします。



0123-456789です。



ご照会の井上孝和様の加入記録、免除記録
および他の年金受給権です。

得喪は国民年金1号、昭和51年4月1日取得、
平成22年12月23日喪失です。

全額納付期間404月、全額免除期間5月、
合計409月です。

全額免除期間は平成22年7月から
平成22年11月の5月です。

未納期間があります。
平成21年12月から平成22年6月の7月です。

現在まで他の年金の受給権はありません。





ありがとうございます。井上様の配偶者の情報は登録されていますか？

井上様の配偶者の情報は登録されていません。



ありがとうございました。

4. 相談内容

<本人>

昭和45年12月（20歳到達）～昭和51年3月まで

海外在住で適用除外

昭和51年4月～平成22年11月（60歳到達月の前月）まで

国民年金の第1号被保険者

厚生年金加入履歴なし

国民年金第3号被保険者期間なし

他の公的年金受給権なし

保険料納付済期間（404月）

保険料全額免除期間 5月（平成22年7月～平成22年11月）

保険料未納期間 7月（平成21年12月～平成22年6月）

未加入（適用除外）期間

64月（昭和45年12月～昭和51年3月）

合計480月

<配偶者>

配偶者の情報は登録されていない





< 加入記録の確認 >
— 聴取・照会で得られた情報に基づく対応方法

-  **国民年金第1号被保険者加入実績のみの方**
市町村窓口で請求手続きが可能。具体的な請求方法・年金受給見込み額などを案内
-  **国民年金第3号被保険者の加入実績をお持ちの方**
年金事務所で請求手続きが可能。請求方法・年金受給見込み額を案内
-  **厚生年金加入実績（1年未満）をお持ちの方**
年金事務所で請求手続きが可能。市町村窓口では年金受給見込み額の案内は行えないため、請求方法のみを案内





No.7-1 いくら? - 年金額の計算 -

老齢基礎年金の受取り年金額 (平成27年度の額)

年金額 (満額) = 年額 **780,100** 円 (月額65,008円)

<老齢基礎年金の計算式>

※ 計算の結果生じた100円未満の端数は、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

平成21年4月以後 (から) の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数}}{\times 4/8} + \frac{4\text{分の}1\text{納付月数}}{\times 5/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{\times 6/8} + \frac{4\text{分の}3\text{納付月数}}{\times 7/8}}{480\text{月 (40年)}}$$

平成21年3月以前 (まで) の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数}}{\times 2/6} + \frac{4\text{分の}1\text{納付月数}}{\times 3/6} + \frac{\text{半額納付月数}}{\times 4/6} + \frac{4\text{分の}3\text{納付月数}}{\times 5/6}}{480\text{月 (40年)}}$$

年金額

※ 以下の要件に該当する場合に、上記計算式を用いる。

$$\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} + \frac{4\text{分の}1\text{納付月数}}{\times 4/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{\times 6/8} + \frac{4\text{分の}3\text{納付月数}}{\times 7/8} \leq 480\text{月}$$



No.



年

<老齡基

※ 計算の捨て

(別紙) 受給要件のご確認

加入期間が25年(300月)以上であることを確認しました。

	保険料 納付済月数	全額免除 月数	1/4納付 月数	半額納付 月数	3/4納付 月数	合計
~平成21年3月	① 404	③	⑤	⑦	⑨	409
平成21年4月~	②	④ 5	⑥	⑧	⑩	

① 404

② +

③ × 1/3

④ × 1/2

⑤ × 5/6

⑥ × 5/8

⑦ +

⑧ +

⑨ +

⑩ +

404 + 2.5 + + + 406.5

780,900円 × 480月(40年) = 661,300

年金額の見込み額(年額)

繰上げ請求をした場合 老-NO.9

増減率

繰上げ受給の見込み額(年額)

⑪ × (1 -) =

繰下げ申出をした場合 老-NO.9

増減率

繰下げ受給の見込み額(年額)

⑫ × (1 +) =

それで、私の年金はいったいいくらになるんですか。



はい、老齡基礎年金の受け取り年金額は、40年間保険料を納付いただいた場合の年金額を基にして、実際の保険料納付済期間と免除期間に応じてこのように計算します。井上様が65歳から年金の受け取りを開始した場合の年金見込み額がこちらです。



ふーん、これぐらいなんですね。



あくまでも仮に計算した見込み額ですので、実際の年金額は、ご請求後に日本年金機構より送られる年金決定通知書にてご確認ください。



<年金加入記録>

保険料納付済期間 404月
保険料全額免除期間 5月 (平成22年7月～平成22年11月)
保険料未納期間 7月 (平成21年12月～平成22年6月)
未加入(適用除外)期間 64月 (昭和45年12月～昭和51年3月)

合計480月

満額の老齢基礎年金 = 780,900円 として計算





平成21年4月以後（から）の期間

保険料 納付済月数	+	全額免除 月数	+	4分の1 納付月数	+	半額 納付月数	+	4分の3 納付月数
		×4/8		×5/8		×6/8		×7/8

780,100円 × $\frac{\quad}{480 \text{月 (40年)}}$

平成21年3月以前（まで）の期間

保険料 納付済月数	+	全額免除 月数	+	4分の1 納付月数	+	半額 納付月数	+	4分の3 納付月数
		×2/6		×3/6		×4/6		×5/6

780,100円 × $\frac{\quad}{480 \text{月 (40年)}}$

年金額

<免除期間の年金額への算入率>

免除の種別	平成21年4月以後	平成21年4月前
保険料納付済期間	① 1	
4分の1免除期間	② 7/8	③ 5/6
半額免除期間	④ 3/4	⑤ 2/3
4分の3免除期間	⑥ 5/8	⑦ 1/2
全額免除期間	⑧ 1/2	⑨ 1/3



《 保険料納付済期間および保険料免除期間が480月に達した以降の年金額への算入率 》

免除の種別	平成21年4月以後	平成21年4月前
4分の1免除期間	① $3/8$	② $1/2$
半額免除期間	③ $1/4$	④ $1/3$
4分の3免除期間	⑤ $1/8$	⑥ $1/6$
全額免除期間	⑦ 0	⑧ 0



(別紙) 受給要件のご確認

加入期間が25年（300月）以上であることを確認しました。

	保険料 納付済月数	全額免除 月数	1/4納付 月数	半額納付 月数	3/4納付 月数	合計
~平成21年3月	① 404	③	⑤	⑦	⑨	409

国民年金法

第二十七条 老齡基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額とする。

	+	+	+	+	+		
	②	④×1/2	⑥×5/8	⑧×3/4	⑩×7/8		
		2.5					
	404	+	2.5	+		+	
						406.5	
780,900円×						=	661,300
	480月（40年）						

年金額の
見込み額
(年額)

⑪



No.6-1 いつから受け取れる？



いつからいつまで受け取れるのか

<原則>

65歳に達した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

例：65歳の誕生日が4月20日の場合
5月分からの受取りになります。

4/19 4/20

死亡月

4月

5月以後

いつから



ところで、井上様は今日現在65歳に到達していませんので、誕生日の前日までは本来の請求ができません。ですが、65歳前に繰上げ請求を行って3か月早く年金を受け取ることも可能です。

そんなことができるんですか。



はい。ただし、早く受け取れる代わりに受け取れる年金額が一定の減額率で減額され、生涯この減額された年金を受け取ることになります。

No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給

繰上げ・繰下げ受給の増減率（%）

年齢	月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
繰上げ 受給率（△）	60歳	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5
	61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5
	62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
	63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5
	64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
	65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰下げ 受給率（+）	66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
	67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
	68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
	69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
	70歳						42.0	（以後同じ）					

※ 年齢は、請求時の年齢です。
 ※ 繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例（40年間保険料を納めた場合の年額）
 ※ 平成27年度の保険料額や、給付額で計算した場合

<繰上げ>

61歳8ヵ月で請求した場合

減額（△） 156,020円
 : 780,100円×20.0%

年金累計額

<78歳4ヵ月分まで>
 65歳での請求：10,401,433円
 61歳8ヵ月での請求：10,401,133円

78歳4ヵ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

<繰下げ>

68歳4ヵ月で請求した場合

増額（+） 218,428円
 : 780,100円×28.0%

年金累計額

<80歳3ヵ月分まで>
 65歳での請求：11,896,525円
 68歳4ヵ月での請求：11,897,933円

80歳3ヵ月分以後も受給できる場合は、68歳4ヵ月での請求の方がお得です。

どのくらい減らされるんですか。



請求月から65歳到達月の前月までの月数×0.5%の減額率で年金額が減額されます。井上様の場合、仮に本日請求されると、本来請求より3か月早く老齢基礎年金の請求を行うこととなりますので、3月×0.5%=1.5%が減額されます。

繰上げ請求をした場合

老-NO.9

$$\textcircled{11} \quad 661,300 \times (1 - 1.5\%) = 651,400$$

繰上げ受給の
見込み額（年額）

繰下げ申出をした場合

老-NO.9

$$\textcircled{11} \quad \square \times (1 + \square) = \square$$

繰下げ受給の
見込み額（年額）

No.6-2 いつから受け取れる？

☑ いつから入金されるのか

<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。
 ※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

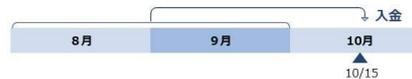


<通常の入金>

- 偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



No.6-2 いつから受け取れる？

☑ いつから入金されるのか

<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。
 ※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<繰上げ>

61歳8カ月で請求した場合

減額 (△) 156,020円
 : 780,100円 × **20.0%**

年金累計額

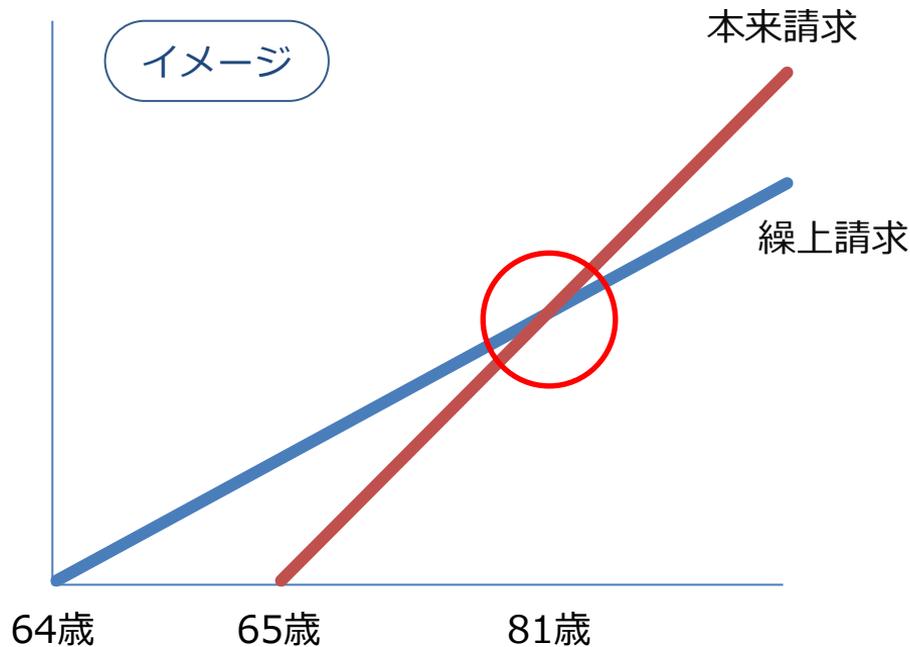
<78歳4カ月分まで>

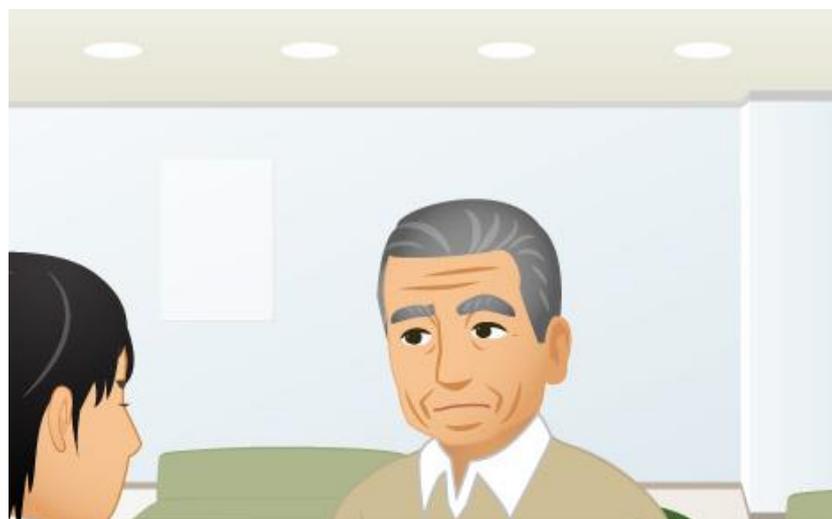
65歳での請求 : 10,401,433円

61歳8カ月での請求 : 10,401,133円

78歳4カ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

イメージ





- 年金受給率は生涯同じです。
- 取消、変更はできません。

↑ 繰上げの注意点

- ・ 請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）。
- ・ 寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- ・ 65歳に達した日の属する月まで遺族年金を供給できません。
- ・ 国民年金に任意加入できなくなります。
- ・ 保険料免除期間への追納や、後納制度の利用ができなくなります。

うーん、減額率はわずかだけど、年金額が減るのは嫌だな。帰ったら妻とも相談してみますよ。



かしこまりました。今月中に繰上げ請求をされない場合、年金額や受け取り開始月が変わりますのでお気をつけください。

また、繰上げ請求をした場合は、取り消し、変更ができません。それから、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなったり、任意加入や追納、後納制度の利用ができなくなったりするなど、いくつか注意が必要な点がございますので、よくお考えください。

64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
70歳	42.0（以後同じ）											

※ 年齢は、65歳から70歳までは月単位で増減率が異なります。
 ※ 繰上げ・繰下げは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例（※ 平成27年度の保険料額）

＜繰上げ＞

61歳8カ月で請求した場合

減額 (△) 156,020円
 : 780,100円 × **20.0%**

年金累計額

＜78歳4カ月分まで＞
 65歳での請求：10,401,433円
 61歳8カ月での請求：10,401,133円

78歳4カ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

＜繰下げ＞

68歳4カ月で請求した場合

増額 (+) 218,428円
 : 780,100円 × **28.0%**

年金累計額

＜80歳3カ月分まで＞
 65歳での請求：11,896,525円
 68歳4カ月での請求：11,897,933円

80歳3カ月分以後も受給できる場合は、68歳4カ月での請求の方がお得です。

わかりました。ところで、ここに書いてある繰下げ受給というのは何ですか。



先ほどの繰上げとは逆に、66歳以降70歳まで、年金を受け取る時期を遅らせることによって、受取開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができる制度です。

☑ 繰上げ・繰下げ受給の増減率（%）

		月												
		年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
繰上げ「減額」(△)	60歳	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5	
	61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5	
	62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	
	63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5	
	64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	
	65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰下げ「増額」(+)	66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1	
	67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5	
	68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9	
	69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3	
	70歳	42.0（以後同じ）												

※ 年齢は、請求時の年齢です。

※ 繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例（40年間保険料を納めた場合の年額）

※ 平成27年度の保険料額や、給付額で計算した場合

<繰上げ>

<繰下げ>

61歳8カ月で請求した場合

68歳4カ月で請求した場合



65歳で年金を請求されずに、66歳以降に年金を請求して繰下げの申出を行っていただくと、65歳到達月から繰下げ請求される月の前月までの月数×0.7%の増額率で年金額が増額されます。



へー、でも途中で気が変わって繰下げしないってことはできるんですか？

 繰下げの注意点

- 老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。
- 繰下げ申出の待機ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。
- 待機期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れたとしても増額は増えません。
- 振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- 繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。
- 繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくこととなります。



繰下げの注意点

- ・繰下げ年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。
- ・繰下げ申出の待機ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。
- ・繰下げ待機期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。
- ・振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ・繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。
- ・繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくこととなります。

No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給

✓ 受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

	年齢	受給率	受給額（円、年額）
繰上げ	60歳	70.0%	546,100
	61歳	76.0%	592,900
	62歳	82.0%	639,700
	63歳	88.0%	686,500
	64歳	94.0%	733,300
	65歳	100.0%	780,100
繰下げ	66歳	108.4%	845,600
	67歳	116.8%	911,200
	68歳	125.2%	976,700
	69歳	133.6%	1,042,200
	70歳	142.0%	1,107,700

※受給額は平成27年度をベース

※減少率＝（月数）×0.5%、増額率＝（月数）×0.7%

■ 年金受給率は生涯同じです。

■ 取消、変更はできません。

↑ 繰上げの注意点

- ・請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません（請求日の属する月の翌月分から受け取れます）
- ・障害年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- ・65歳に達した日の属する月まで遺族年金を併給できません。
- ・国民年金に任意加入できなくなります。
- ・保険料免除期間への遡納や、後納制度の利用ができなくなります。

↓ 繰下げの注意点

- ・老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日において発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。
- ・繰下げ申出の特権があるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。
- ・繰下げ待機期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。
- ・振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ・繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。
- ・繰下げ待機期間中の方がおくなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくこととなります。

65歳に達した日＝65歳誕生日の前日

66歳に達した日＝66歳誕生日の前日

70歳に達した日＝70歳誕生日の前日



年金事務所
受付センター

老 齡 年 金 の 繰 下 げ 意 思 に つ い て の 確 認

【ご確認にあたって】この確認は、65歳以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金を請求される方
に、年金の決定に先立ち、繰下げ制度についてお知らせするとともに、65歳以降の年金の受取
り方法と繰下げ意思の有無を確認させていただくためのものです。

○ 65歳以降の老齢厚生年金・老齢基礎年金それぞれの受取り方法について、
お客様が希望されるものに○をつけていただき、下欄に署名を

※繰下げ申出書（様式第103-1号）により老齢基礎年金・老齢厚生年金の両方を請
求する場合は必ず必要となります。
※老齢厚生年金・老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日以後に発生した方につ
いは受給権発生の1年後からとなります。

区分	希望する受取り方法	希望する受取り方 法
老 齢 厚 生 年 金 に つ い て	<input type="checkbox"/> ① 繰下げせず、65歳からの 受取りを希望する。	▶ 65歳の誕生日より後の 受取りはその月の翌月 起ります。
	<input type="checkbox"/> ② 現時点で繰下げを請求し、 増額した年金の受取りを希 望する。（老齢基礎年金は別 の受取り方法を希望される場合）	▶ 繰下げ請求を行った日の翌月 起、老齢基礎年金・老齢厚生年 金を増額していただき、 ▶ 老齢厚生年金または企業年金 受給権がある方は、裏面の第11頁 にご記入ください。
	<input type="checkbox"/> ③ 将来繰下げを請求手続き を行い、増額した年金の 受取りを予定している。 （繰下げ待機）	▶ 繰下げを希望される日に届 きます。繰下げ請求を行った日の 翌月起ります。 ▶ 請求手続きの間に65歳から の受取りは、決断時給（6年） 年金の発生する月の翌月分より ▶ 厚生年金または企業年金 受給権がある方は、裏面の第11 頁にご記入ください。
老 齢 基 礎 年 金 に つ い て	<input type="checkbox"/> ④ 繰下げせず、65歳からの 受取りを希望する。	▶ 65歳の誕生日より後の 受取りはその月の翌月 起ります。
	<input type="checkbox"/> ⑤ 現時点で繰下げを請求し、 増額した年金の受取りを希 望する。（老齢厚生年金は別 の受取り方法を希望される場合）	▶ 繰下げ請求を行った日の 翌月起ります。 ▶ 「老齢基礎年金・老齢基 礎年金」を増額してくだ さい。
	<input type="checkbox"/> ⑥ 将来繰下げを請求手続き を行い、増額した年金の 受取りを予定している。 （繰下げ待機）	▶ 繰下げを希望される日に 届きます。繰下げ請求 を行った日の翌月分より ▶ 請求手続きの間に65歳 受給権がある方は、裏 面の第11頁にご記入 ください。

わたしは「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意事項」（裏面）の内容について
からの老齢年金の受取り方法については上記のとおり希望しています。
○年金事務所長 様

平成 年 月 日

請求者署名

【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

- 年金の受取りに必要な加入期間

チェック ボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	加入期間が合わせて25年以上あり、受給資格を満たしています。 (資格期間短縮の特例、またはその他の特例に該当する場合は含みます。)
- 年金の受取り

チェック ボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。
<input type="checkbox"/>	振替加算の受取りの有無、受取額、受取停止について説明を受けました。
- 年金の繰上げ・繰下げ

チェック ボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	繰上げ請求を【希望する（ 歳 月）で希望しない】ことを確認するとともに、 繰上げにおける注意点の説明を受けました。
<input type="checkbox"/>	繰下げ申出を【希望する（ 歳 月）で希望しない】ことを確認するとともに、 繰下げにおける注意点の説明を受けました。
- 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェック ボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	受け取る年金の必要は、年金支給選択申出書の受付月の翌月分からとなります。
- その他

チェック ボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は 時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。 平成○○年○月○日

氏名



No.8-1 増やす方法は？



追納

⇒ 加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。



後納

⇒ 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。



特例追納

⇒ 老-No.12

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

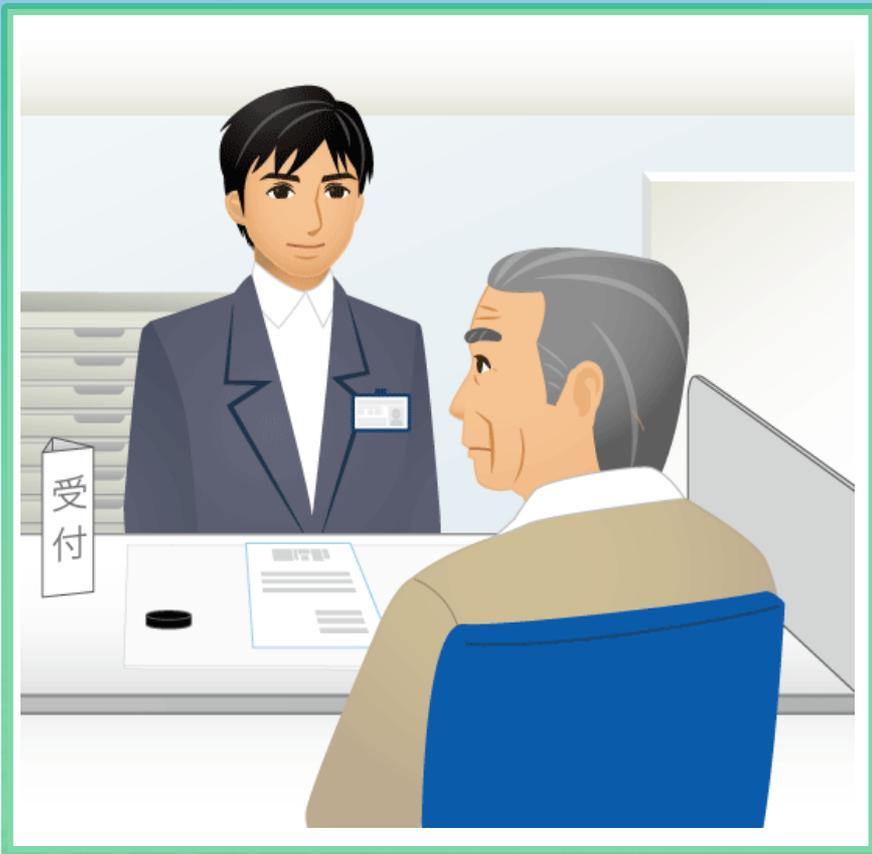
この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

増やす方法

今のところ、65歳から年金を受け取りたいと思っていますが、繰下げ請求以外に少しでも年金の額を増やす方法がありますか。



はい、年金額を増やすためには、追納や後納、任意加入などの方法がございます。



井上様は平成21年12月～平成22年6月まで国民年金保険料の未納期間が7か月と平成22年7月～平成22年11月まで保険料の全額免除を受けた期間が5か月ございますね。



はい。当時不景気で、保険料をきちんと納付できませんでした。年が明けて8月ごろ免除制度のことを聞いて申請したんですよ。

No.8-1 増やす方法は？

追納

➔ 加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

後納

➔ 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。
この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

特例追納

➔ 老-No.12

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で**、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。
この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があり

増やす方法



そうでしたか。未納期間については、通常は納付期限より2年を超える期間の保険料は時効によって納付できないのですが、今月（平成27年9月）までは「後納制度」といって、お申込みいただくことで申込月前より10年間のぼって納付いただくことができます。後納していただくことによって受け取る年金額を増やすことができます。

そうなんですか。



0.8-1 増やす方法は？



追納

➔ 加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

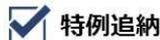


後納

➔ 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。



特例追納

➔ 老-No.12

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で**、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

増やす方法



また、免除を受けた期間については「追納」という制度がございまして、10年以内でしたら、免除された当時の保険料を納付できます。こちらについてもご利用いただくと受け取る年金額を増やすことができますが、いかがですか。

では、後納制度の利用を検討してみます。





ありがとうございます。お申し込みは年金事務所で受け付けています。直接または郵送で、この申込書を年金事務所の国民年金課にご提出ください。後日納付書が郵送されてきます。ただし、後納の納付期限は今月中となりますので、早急に年金事務所をお訪ねいただき、その場で納付書を発行してもらってください。納付は、送付された納付書を利用した納付のみとなり、口座振替やクレジットカード払いのご利用できませんのでご了承ください。

国民年金後納保険料納付申込書

届書コード 6 2 5 5

①基礎年金番号 ②生年月日

5. 昭和 7. 平成

③納付期間(自～至) ④後納納付料の納付方法

⑤海外居住期間のある方は○を記入してください。

⑥お客様のお番号

⑦審査区分

⑧ 申込日

⑨ 送 信

上記のとおり申し込みます。

日本年金機構理事長 殿 住 所 平成 年 月 日

氏 名

連絡先電話番号 ()

上記の太枠内のみ記入してください。

※年金事務所記載欄(審査欄)

国民年金納付		国民年金免除		厚年・給		納付済期間等の確認		共済		合算対象期間		合計	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
合算対象期間(詳細)													
昭和・平成	年	月分～昭和・平成	年	月分	備考欄		年金事務所受付印						
昭和・平成	年	月分～昭和・平成	年	月分									
昭和・平成	年	月分～昭和・平成	年	月分									
昭和・平成	年	月分～昭和・平成	年	月分									
昭和・平成	年	月分～昭和・平成	年	月分									
昭和・平成	年	月分～昭和・平成	年	月分									
合算対象期間の確認書類													
a. 戸籍簿本													
b. パスポート													
c. その他 []													
未加入期間の確認(記録訂正の有無)													
有 ・ 無													
※有の場合は届書の確認													

No.11-1 後納 (詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ)

☑ 後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年まで納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

対象年度	平成27年度中に後納する場合の1ヵ月分の保険料額 (円)		
	当納の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成17年度	13,580	1,300	14,880
平成18年度	13,860	1,070	14,930
平成19年度	14,100	860	14,960
平成20年度	14,410	680	15,090
平成21年度	14,660	500	15,160
平成22年度	15,100	330	15,430
平成23年度	15,020	200	15,220
平成24年度	14,980	90	15,070
平成25年度	15,040	0	15,040
平成26年度	15,250	0	15,250

※ 加算額は、毎年度、改定されます。

後納

No.20-1 追納について

☑ 「追納」とは？

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納)することができます。

例：平成27年11月に追納できるのは平成17年11月分からとなります。

☑ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円

加算

追納加算額はありません

☑ 手続き

申請書等 (B)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所へ提出します。

☑ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。





〈後納制度と追納制度〉

利用上の注意事項

- ◆ 納付期限は納付書に記載された納付期限にかかわらず老齡基礎年金の受給権の発生する前日までであること
(通常は65歳の誕生日の前々日まで)
- ◆ 老齡基礎年金の繰上げ請求を行うと、どちらの制度も利用できなくなること



<後納制度と追納制度>

後納に関する注意事項

◆現在の後納制度（10年）・・・平成27年9月30日まで



◆新しい後納制度（5年）・・・平成27年10月1日



平成30年9月30日



そのほかにも、年金額を増やす方法として国民年金への任意加入と付加保険料を納める方法がございます。



聞いたことがあるような気がしますが、詳細を教えてください。

No.10-1 任意加入



年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳の誕生日の前月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、年金受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意で任意加入の保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、65歳になるまでの間に任意加入することにはできません。

年金額を増やすことが可能な方	加入期間
年金額が満額に到達していない方	65歳になるまでの間 (満額になるまで)

具体例（年齢）		
20歳	60歳	65歳
35年（420月）納付済		任意加入で5年間（60月）納付
$780,100円 \times \frac{420月}{480月}$ → 682,600円		$780,100円 \times \frac{480月}{480月}$ → 780,100円
97,500円 プラス		



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。



まず任意加入についてご説明します。井上様の場合、65歳到達月の前月まで今月を含めて3か月ありますが、65歳になるまでの間、任意加入して保険料を納めていただくことで年金額を増やすことができます。



65歳までしか任意加入できないんですね。



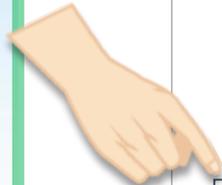
おっしゃるとおりです。65歳以降に任意加入できるのは、原則として300か月以上の老齢年金を受け取るために必要な資格期間を満たしていない場合に限られています。

No.10-1 任意加入

年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

年金額を増やすことが可能な方	加入期間
年金額が満額に到達していない方	65歳になるまでの間 (満額になるまで)

具体例（年齢）		
20歳	60歳	65歳
35年（420月）納付済		任意加入で5年間（60月）納付
$780,100円 \times \frac{420月}{480月}$		$780,100円 \times \frac{480月}{480月}$
→ 682,600円		→ 780,100円
 97,500円 プラス		

納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

私は300か月以上納付しているから、65歳以降は加入できないということですか。



はい。それでも、今月中に任意加入をお申出いただいて保険料を納付いただきますと、3か月間保険料納付済期間が増えて、年金額を多少なりとも増やすことができます。任意加入される場合は、保険料の納付は原則として口座振替となります。

納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入

No.10-1 任意加入

年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

年金額を増やすことが可能な方	加入期間
年金額が満額に到達していない方	65歳になるまでの間 (満額になるまで)



✓ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

3か月しか加入できないなら、たいしてもらえる額は増えないですね。60歳から加入できると聞いたことがありますけど、60歳時点でさかのぼって加入できませんか。



はい、任意加入制度は、その時々のお客様自身のご判断によって任意に加入いただく制度となっておりますので、過去にさかのぼって任意加入することはできないことになっています。



<任意加入の注意点>

- ◆ 60歳到達月～65歳到達月の前月まで加入できる
(ただし、国民年金の被保険者期間が480月に達するまで)
- ◆ 満額の老齢基礎年金を受給することに関心を持つ方もいるため、受給資格のある方でも必ず説明をする
- ◆ 申出した月より前にさかのぼって加入することはできない

No.13-1 付加保険料と付加年金

☑ 付加保険料と付加年金

定額保険料 (15,590円) に加えて、**付加保険料 (月額400円)** を納めた場合、**年額** で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

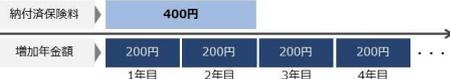
- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

1ヵ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額

<給付額>
200円 × 1ヵ月
= **200円 (年額)**

なお、付加年金は定額のため、物価スライド (増額・減額) はありません。

- 1ヵ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

☑ 注意事項

- 付加保険料を納めるには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からです。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。



「付加保険料」は、今ご説明した任意加入を行っていただくことが前提となりますが、月400円の保険料を通常の保険料にプラスして納付すると、受け取れる老齢基礎年金に毎年200円×付加保険料納付月数分の付加年金が加算されるという制度です。

任意加入と付加年金でどのくらい受け取れる年金額が増えますか。



任意加入で年5,000円弱、付加年金で年600円増えますね。

うーん。増加額が少ないのでどちらもやめておきます。



No.13-1 付加保険料と付加年金

付加保険料と付加年金

定額保険料 (15,590円) に加えて、付加保険料 (月額400円) を納めた場合、年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

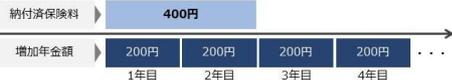
- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

1ヵ月間、付加保険料を納めていた場合の受け取る年金額

<給付額>
200円 × 1ヵ月
= 200円 (年額)

なお、付加年金は定額のため、物価スライド (増額・減額) はありません。

- 1ヵ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

注意事項

- 付加保険料を納めるには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になっています。



「付加保険料」は、今ご説明した任意加入を行っていただくことが前提となりますが、月400円の保険料を定額保険料にプラスして納付すると、基礎年金に毎年200円×付加保険料の月数分の付加年金が加算されるといえます。

任意加入と付加年金でどのくらい受け取る年金額が増えますか。



年600円



うーん、おきま



【国民年金】老齡基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input checked="" type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齡給付）	・当窓口 ・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項 証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付され たもの ※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所

それで、65歳きっかりでもらう場合には、
どのような手続きが必要ですか？



平成27年12月23日以降に手続きができること
はご説明しましたが、その際にはこちらの書類
をご用意ください。



【国民年金】老齡基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input checked="" type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齡給付）	・当窓口 ・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの ※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所





よくわかりました。今日伺ったことについて
帰って家族とよく相談してみます。お忙しい
ところありがとうございました。



長い時間お疲れ様でした。
お気をつけてお帰りください。





請求書等記入

2

署名欄	年金 太郎	印	社会保険労務士の提出代行者印
※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。 (代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です)			
① 基礎年金番号	99999-654321	② 生年月日	昭和 24 年 6 月 6 日
電話番号 1	(03)-(1234)-(××××)	電話番号 (携帯番号も可) をご記入ください。	
電話番号 2	(090)-(8765)-(××××)	予備の電話番号 (携帯番号も可) があればご記入ください。	
配偶者はいますか	はい ・ いいえ	「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。	

(1) 印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。同封の「年金の請求手続きのご案内」(以下「開封のパンフレット」という)の4ページの2の番号5をご覧ください。

1. 年金を受ける方ご本人について印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。
(住所の 欄にフリガナを記入し、署名または押印してください)

マンション205ゴウシツ
マンション205号室

性別
男

様

1

① フリガナ

氏名

この様式は基本です

署名欄	年金 太郎	印	社会保険労務士の提出代行者印
※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。 (代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です)			
① 基礎年金番号	99999-654321	② 生年月日	昭和 24 年 6 月 6 日
電話番号 1	(03)-(1234)-(××××)	電話番号 (携帯番号も可) をご記入ください。	
電話番号 2	(090)-(8765)-(××××)	予備の電話番号 (携帯番号も可) があればご記入ください。	
配偶者はいますか	はい ・ いいえ	「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。	

(1) 印字されている基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。同封の「年金の請求手続きのご案内」(以下「開封のパンフレット」という)の4ページの2の番号5をご覧ください。

(2) 「住民票コード」をご記入ください。※記入は必須ではありません。
住民票コードをご記入しないことにより、年金の請求が滞る場合があります(開封のパンフレットの2ページをご覧ください)。また、第1回の現況届(現況届)や住所変更届等の提出が不十分となります。

③ 年金を受ける方の生年号 ※印字された生年号とは、必ずしも一致するものではありません。ご記入いただいた生年号であっても、年金決定後の氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、住民票コードを登録させていただきます。



3

3. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の5ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

同封のパンフレットの4ページ

- ① 国民年金
- イ 厚生年金保険
- ウ 船員保険 (昭和61年4月以後を除く)
- エ 国家公務員共済組合
- オ 地方公務員等共済組合

3. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の5ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

① 「1. 受けている」を○で囲んだ方 同封のパンフレットの4ページの2の番号7をご覧ください。

公的年金制度名 (前より記号を選択)	年金の種類	年 月	年金証書の年金コード または記号番号等
①	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 年 月	

この様式は見本です

② 「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (前より記号を選択)	年金の種類
②	・老齢または退職 ・障害 ・遺族

2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。
「年金受給選択申出書」の提出が必要です。

(2) 以下の項目に該当しますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

1	国民年金、厚生年金保険、または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>
2	昭和56年4月1日から昭和47年5月14日までに沖縄に住んでいたことがありますか。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ <input type="radio"/>

(2) 2で「はい」を○で囲んだ方については、同封のパンフレットの4ページの2の番号8をご覧ください。

4



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

4. 年金の受取口座をご記入ください。

25 受取機関		フリガナ	ネンキン	タロウ
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行 (郵便局)		口座名義人氏名	年金	太郎
26 金融機関コード		支店コード	(フリガナ)	
1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		都道府県名	(フリガナ)	
27 預金種別		30 預金口座の口座番号 (左詰めで記入)	金融機関の証明 ※	
1. 普通 2. 当座		この様式は見本です		印

※金融機関の口座への振り込みを希望される方は、金融機関から証明を受けてください。
なお、年金事務所等の窓口へ直接預金通帳等を持参される方や預金通帳等の写し (金融機関名、支店 (支所) 名、口座名義人フリガナ、預金種別、口座番号等が記載されている面) を添付される方は、金融機関の証明は必要ありません。

28 貯金通帳の口座番号		ゆうちょ銀行 (郵便局) の証明 ※
記号 (左詰めで記入)	番号 (右詰めで記入)	1 ページ氏名フリガナより口座名義人氏名フリガナが明記されていることを確認してください。
1 1 9 6 0	1 2 3 4 5 6 7 1	印
29 支払局コード		★貯蓄貯金口座への振り込みはできません。

※ゆうちょ銀行 (郵便局) の口座への振り込みを希望される方は、ゆうちょ銀行 (郵便局) から証明を受けてください。
なお、年金事務所等の窓口へ直接貯金通帳を持参される方や貯金通帳の写し (通帳の記号番号、氏名等が記載されている面) を添付される方は、ゆうちょ銀行 (郵便局) の証明は必要ありません。



5

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

5. 配偶者・子についてご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。同封のパフレットの3ページの番号2をご覧ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

① 配偶者の氏名	ネンキン ハナコ 年金 花子	② 配偶者の生年月日	3. 大正 27. 昭和 27. 平成 27 年 4 月 2 日
③ 配偶者の基礎年金番号	2 4 7 9 - 1 1 2 3 4 6	④ 配偶者の性別	1. 男 2. 女

② (a) 配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号: _____
市区町村: _____

(b) 配偶者について、基礎年金番号以外の番号の年金手帳をお持ちの方は、その年金手帳の記号番号をご記入ください。

厚生年金保険 国民年金 船員保険 の 手帳記号番号	_____	_____	_____	_____
---------------------------------------	-------	-------	-------	-------

③ 配偶者は現在、左の9ページの表1のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中	3 を○で囲んだ方
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない	3 を○で囲んだ方

↓ または 2 を○で囲んだ方 ↓ ↓ 4 を○で囲んだ方 ↓

下の(2)へお読みください

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
イ	老齢または退職 ・老齢 ・障害
イ	昭和 平成

※ 1. 老齢・退職の年金を受けている または 2. 障害の年金を受けている を○で囲んだ方はご記入ください。
同封のパフレットの4ページの2の番号7をご覧ください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	年 月	④	年金証書の年金コード または記号番号等
イ	老齢または退職 ・老齢 ・障害	24 年 4 月	2479 - 112346 - 1150	
イ	老齢または退職 ・老齢 ・障害	昭和 平成		
イ	老齢または退職 ・老齢 ・障害	昭和 平成		

6

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

6. 生計維持証明についてご記入ください。

10ページで記入した配偶者または子は、年金を受ける方と生計を同じくしていることを申し立てる(証明する)。

※年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。
(代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です)

【生計維持とは】
以下の2つの要件を満たしているとき、生計維持されている、といえます。
①生計同一施設があること
例) 同居の家族、同居の親戚等である。単身赴任、留学、海外滞在等で、生計が世帯単位上は別れているが、生活を共にしている。
②収入要件を満たしていること
年収850万円(所得65万円)を将来にわたって等しく認められること

この様式は見本です

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを○で囲んでください(3人目以降の子については、余白を使用してください)。

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。	※保証印
配偶者について	はい ・ いいえ () 印
子(名:)について	はい ・ いいえ () 印
子(名:)について	はい ・ いいえ () 印

「はい」を○で囲んだ方については、同封のパフレットの3ページの番号3をご覧ください。

(2) ①で配偶者または子の年収について「はい」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得65万5,5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方については、同封のパフレットの3ページの番号3をご覧ください。

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合

(1) 該当するものを○で囲んでください。

① ご本人(年金を受ける方)の年収は850万円(所得65万5,5万円)未満ですか。

はい ・ いいえ	※保証印	() 印
----------	------	-------

「はい」を○で囲んだ方については、同封のパフレットの3ページの番号4をご覧ください。

② ①で「はい」を○で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得65万5,5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方については、同封のパフレットの3ページの番号4をご覧ください。

平成 xx 年 11 月 25 日 提出

7



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

年金請求書記載例

7. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年 (提出年) 平成 27 年 1 | 1 | 5 | 0

(1) ご本人の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、必ず確認してください。

氏名 ねんきん たろう
年金 太郎 印 生年月日 昭和 24 年 6 月 6 日

住 所 杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンション205号室

基礎番号 168-0071

基礎年金番号 2415-125690

提出日、電話番号を記入し、性別を○で囲んでください。

提出日 平成 27 年 11 月 25 日 提出

電話番号 (090) - (× × × ×) - (× × × ×) 性別 男・女

(2) 上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

氏名	続柄	生年月日	障害	障害・別居の区分	所得の種類・金額
対象対象 配偶者 年金 花子	本人 印	男 27年 4月 2日	普通障害者 特別障害者	別居	給与所得 354万円
対象対象 扶養親族 (46歳以上)	特定 本人	男 27年 4月 2日	普通障害者	別居	万円
対象対象 扶養親族 (46歳以下)	特定 本人	男 27年 4月 2日	普通障害者	別居	万円
扶養親族 (46歳未満)	平	年 月 日	普通障害者 特別障害者	別居	万円
寡婦			本人障害者 特別障害者	別居	万円
寡夫			寡婦 寡夫	特別障害者 本人	万円

この様式は見本です

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。
(申告書は年金事務所へ用紙としてあります)
(年金の支払者) 官軍支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

◆年金事務所等記入欄

平成 年 月 日交付	請求書	申請書	扶養親族等の内訳				控除対象扶養親族				年少扶養親族								
			障害なし	普通障害者	特別障害者(障害)	特別障害者(その他)	障害なし	普通障害者	特別障害者(障害)	特別障害者(その他)	障害なし	普通障害者	特別障害者(障害)	特別障害者(その他)					
年																			



<年金請求書の記載方法の説明>

- ◆ 住民票コード欄を記載いただくよう案内する
⇒現況届、住所変更届の提出が不要となる
- ◆ 生計維持証明について記入いただく理由
⇒配偶者の被用者年金加入期間によって、
請求者に振替加算が付く場合がある

A screenshot of a Japanese pension application form, specifically form No.14-1. The form is titled "No.14-1 申請書" and contains various fields for personal information, residence, and employment. It includes a table with columns for "被用者年金加入期間" (Employee Pension Enrollment Period) and "振替加算" (Substitution Addition). The form is presented in a digital, slightly overlapping view.



<その他注意点>

- ◆ 老齡基礎年金の受給に必要な加入期間が120か月になる可能性がある
- ◆ 配偶者の厚生年金等被用者年金の加入期間が一定以上ある場合には、請求者に振替加算が支給される可能性がある



<その他注意点>

繰上げのデメリット

- ◆年金額が減額率によって減額される
- ◆障害年金の事後重症請求ができない
- ◆寡婦年金を受けている方の受給権が消滅する

繰下げのデメリット

- ◆65歳で老齢基礎年金の受給権が発生した場合、繰下げの申出は少なくとも1年間待機となる
- ◆振替加算が受けられる場合、繰下げ待機をすると申出をするまで支給されず増額もされない

Q&A

問 題

- ◆ 現在68歳の女性。
70歳で老齡基礎年金を
繰下げ請求するべく待機中
 - ◆ 配偶者である夫は老齡基礎年金
及び老齡厚生年金を受給中に死亡
- ➔ 妻の老齡基礎年金の繰下げ請求は
どうなるか

No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給

受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

年齢	受給率	受給額(円/月額)
60歳	70.0%	546,100
61歳	76.0%	592,900
62歳	82.0%	639,700
63歳	88.0%	686,500
64歳	94.0%	733,300
65歳	100.0%	780,100
66歳	105.0%	826,900
67歳	116.8%	911,200
68歳	125.2%	976,700
69歳	133.6%	1,042,200
70歳	142.0%	1,107,700

※受給額は平成27年度をベース
※減少率=(月額)×0.5%、増減率=(月額)×0.7%

- 年金受給率は生涯同じです。
- 取消、変更はできません。

繰上げの注意点

- ・請求日の属する月の前月分を、さかのぼって受け取ることはできません(請求日の属する月の翌月分以降は取り返す)
- ・障害年金、事故補償などによる障害基礎年金を受け取れないくなります。
- ・65歳に達した日の属する月まで遺族年金を受け取れません。
- ・国民年金に加入していないと請求できません。
- ・産科医療補償への参加や、産科医療補償の対象外となりません。

繰下げの注意点

- ・老齡基礎年金の受給開始年齢に達した日について発生する場合は、少なくとも64歳に達した日までの繰上げ申出を撤回した必要があります。
- ・繰下げ申出の特典ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給開始発生するまでの間でです。
- ・繰下げ特権期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給開始発生した場合には、その時点で受給率が固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが滞って年金額が固定されます。
- ・繰下げ請求は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ特権期間中は増額計算を受けることはできません。
- ・繰下げ特権期間中は、繰下げ申出を行っても、65歳からの本来の老齡基礎年金をさかのぼって請求する、といったことはできません。
- ・繰下げ特権期間中の死亡にくりかえした場合は、本来老齡年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することになります。この場合、65歳からの本来の老齡基礎年金をさかのぼって請求いただくことはできません。

65歳に達した日=65歳誕生日の前日 66歳に達した日=66歳誕生日の前日 70歳に達した日=70歳誕生日の前日

No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給

繰上げ・繰下げ受給の増減率(%)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
繰上げ(月額)(%)	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5
61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5
62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5
64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
70歳							42.0	(以後同じ)				

- 年齢は、請求時点を指します。
- 繰上げ・繰下げ受給を希望すると当月月額で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例(40年間保険料を納めた場合の年齢)
※平成27年度の標準報酬月額、据置額で計算した例

	<繰上げ>	<繰下げ>
61歳8月で請求した場合	68歳4カ月で請求した場合	
減額(Δ) 156,020円 : 780,100円×20.0%	増額(+) 218,428円 : 780,100円×28.0%	
年金累計額 <70歳4ヵ月分まで> 65歳での請求: 10,401,433円 61歳8ヵ月での請求: 10,401,133円	年金累計額 <80歳3ヵ月分まで> 65歳での請求: 11,896,525円 68歳4ヵ月での請求: 11,897,933円	
70歳4ヵ月以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。	80歳3ヵ月以後も受給できる場合は、68歳4ヵ月での請求の方がお得です。	

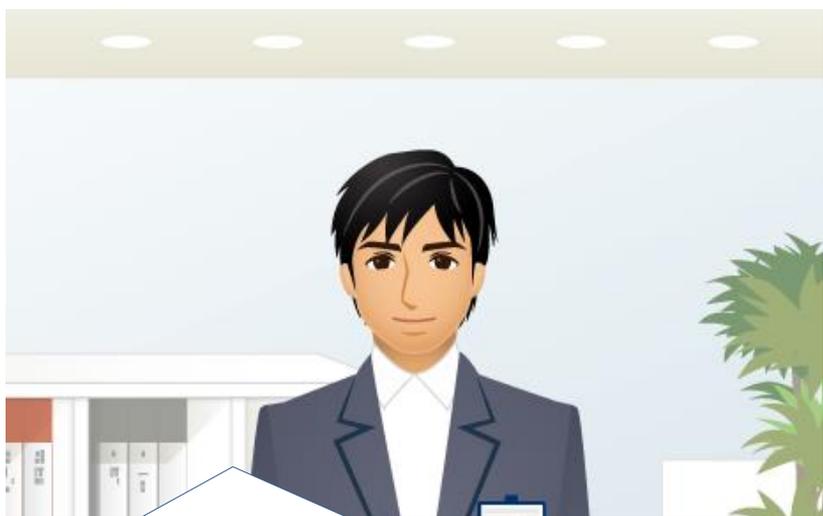
問 題

- ◆ 現在68歳の女性
70歳で老齢基礎年金を
繰下げ請求するべく待機中
- ◆ 配偶者である夫は老齢基礎年金
及び老齢厚生年金を受給中に死亡
- ➔ 妻の老齢基礎年金の繰下げ請求は
どうなるか

解 答

- ◆ 繰下げ待機中に他の年金受給権が発生した
場合、その時点まで繰下げが認められる
- ◆ 次の2つのうちいずれかを選択する
 - ① 65歳時点で遡及して老齢基礎年金を請求する
 - ② その時点まで増額された老齢基礎年金を繰下げ
請求する
- ◆ 66歳になる前に他の年金受給権が発生した
場合は、老齢基礎年金の繰下げ請求は認め
られず、65歳からの増額されない老齢基礎
年金を請求する

老 齡 基 礎 年 金



業務支援ツールを使うと、年金のことをよく知らない方にも理解してもらいやすかったような気がするな。もっとわかりやすい説明ができるように自分なりの使い方を研究してみよう。

